

とします。

ウ 都道府県農業再生協議会の長は、イの報告を取りまとめ、様式第13-7号により事業実施状況報告書を作成し、イで報告のあった実施状況報告書を添付し、事業終了年度末までに地方農政局長等に報告するものとしてします。

⑧ 調査の実施

地方農政局長等は、報告を受けた事業実施状況報告書等について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を要求し、現地調査を実施できるものとしてします。この際、都道府県農業再生協議会の長及び地域農業再生協議会の長は、地方農政局長等の求めに応じ、調査等に協力するものとしてします。

⑨ その他

ア 本事業の支援対象となった水田面積は、令和5年度における水田活用の直接支払交付金において、助成対象者に対する戦略作物助成（麦・大豆：10a当たり35,000円、飼料作物（子実用とうもろこし）：10a当たり35,000円）の対象面積から除外するものとしてします。

イ 当該都道府県内に地域農業再生協議会が設立されていない地域がある場合は、当該地域における事業の実施について都道府県農業再生協議会、当該地域を管轄する市町村又は農業者が組織する団体が当該地域において事業を行うことができるものとしてします。

3 畑地化促進事業（畑地化支援及び定着促進支援）

（1）趣旨

主食用米の需要が中長期的に減少する中、畑作物の需要に応じた生産を推進するため、水田を畑地化し、畑作物の定着等を図る取組を支援します。

（2）交付対象者

交付対象者は、販売農家又は集落営農です。

（注1）本事業における「販売農家」とは、本事業の対象作物の販売実績がある者です。ただし、別紙13の2の（3）の①のただし書に規定する地方農政局長等が必要と認めた取組のみを行う場合は、販売農家とみ

なすこととします。

(注2) 本事業における「集落営農」とは、複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、本事業の対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているものことです。

(注3) なお、交付対象者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を行うよう努めてください。

(3) 交付申請手続等

① 交付申請手続

本事業の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「畑地化促進事業の申請」の回答欄の「する」に○を付けて、営農計画書とともに、農産局長が別に通知する日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

② 出荷・販売の実績報告等

出荷・販売の実績報告についてはⅣの第2の1の(4)の②のアの規定を適用します。ただし、同規定中「水田活用の直接支払交付金の交付申請者」は「畑地化促進事業による交付金の交付申請者」、「対象作物の生産年の12月20日」は「農産局長が別に通知する日」、「当年産」は「対象作物の生産年」、「水田活用の直接支払交付金の対象作物」は「畑地化促進事業の対象作物」と読み替えるものとします。

(4) 作付面積の確認等

作付状況の確認についてはⅣの第2の1の(5)①から⑤までの規定を適用します。ただし、Ⅳの第2の1の(5)の①中「生産年の7月1日」は「農産局長が別に通知する日」、②中「生産年の10月31日」は「農産局長が別に通知する日」と読み替えるものとします。

(5) 交付単価等

令和5年産における取組内容に応じて以下の支援を行います。(ただし、②は令和4年産も対象となります。)

ただし、水田の畑地化を通じた畑作物の定着を円滑に進める上で特に対応する必要があるものとして、農産局長が定める場合においては、以下に定めるもののほか、本事業の推進に必要な範囲において、事業を実施することができるものとします。

① 畑地化支援

畑地化の取組を行う場合に、その取組面積に応じて、取組年度限りで175,000円/10a（取組後5年以上継続して高収益作物を作付けする場合。）又は140,000円/10a（取組後5年以上継続して高収益作物又は一般作物を作付けする場合。）の交付金を交付します。

② 定着促進支援

ア 高収益作物定着促進支援

令和4年産又は令和5年産から5年以上継続して高収益作物を作付けする場合に、作付面積（基幹作に限ります。以下同じです。）に応じて、それぞれ令和4年産若しくは令和5年産から5年間にわたって毎年20,000円/10a（加工・業務用の野菜及び果樹にあつては毎年30,000円/10a）又は令和4年産若しくは令和5年産に限り、5年間分を一括して100,000円/10a（加工・業務用の野菜及び果樹にあつては150,000円/10a）の交付金を交付します。

イ 畑作物定着促進支援

令和4年産又は令和5年産から5年以上継続して一般作物又は高収益作物を作付けする場合に、作付面積に応じて、それぞれ令和4年産若しくは令和5年産から5年間にわたって毎年20,000円/10a又は令和4年産若しくは令和5年産に限り、5年間分を一括して100,000円/10aの交付金を交付します。

（注1）具体的な内容については、別紙19「畑地化促進事業（畑地化支援及び定着促進支援）の交付対象となる取組等について」に定めています。

（注2）加工・業務用の野菜及び果樹については、生産者と需要者との間で、以下に掲げる内容を満たす出荷・販売契約を交付申請書及び営農計画書の提出期限までに締結しているものに限ります。また、需要者については、対象作物を原料若しくは材料として使用することにより食品の製造若しくは加工を行うこと、又は対象作物を調理して提供若しくは販売することを業とする者としします。

（ア）生産者と需要者の間で締結された契約（中間事業者（対象作物を生産者から買い受け、又は委託を受けて需要者に販売する者をいいます。以下同じです。）が販売に介在する場合にあつては、当該中間事業者も含めた契約）であること

（イ）出荷・販売契約書に当該対象作物の供給期間（契約期間）及び契約数量又は契約面積が記載されていること

（注3）アの支援について、令和4年産に係る交付対象面積は、高収益作物の作付面積の合計のうち、IVの第2の1の（6）の③のアの交付対象となった面積を控除した面積とします。

（注4）ア又はイの支援を受ける場合には、支援期間の初年度に、畑地化

の取組を行う必要があります。

ただし、水田農業高収益化推進計画（水田農業高収益化計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知）に基づく水田農業高収益化推進計画をいいます。以下「都道府県推進計画」といいます。）に位置付けられた産地の交付申請者が、当該産地において、都道府県推進計画のうち産地推進計画（水田農業高収益化計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知）に基づく産地推進計画をいいます。以下同じです。）に位置付けられた高収益作物を作付する場合は、支援期間の最終年度の翌年度までに、畑地化の取組を行えば要件を満たすこととします。

（6）交付対象面積等の算定

地域農業再生協議会から報告されたデータを基に、地方農政局等が交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定します。

（注）面積の単位は、a単位とし、1a未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。

（7）交付決定及び交付金の交付

- ① 国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。
- ② 農産局長は、事業実施前に本事業に対する要望の把握を「畑地化促進事業（畑地化支援・定着促進支援）に係る要望調査表」（様式第14号）により行うものとします。把握した要望について、次のとおり取り扱うこととします。
 - ア 農産局長は、予算の範囲内において、配分対象となる者及び当該配分額その他必要な事項を決定し、これらを様式第15-1号により地方農政局長等に通知するものとします。（具体的な内容については、別紙20「畑地化促進事業の配分基準について」に定めています。）
 - イ 地方農政局長等は、アにより受領した通知の内容について、配分対象者が所属する都道府県に関係する内容を、様式第15-2号により、当該都道府県に通知するものとします。
 - ウ 都道府県は、イにより受領した通知の内容について、配分対象者が所属する地域農業再生協議会に関係する内容を、様式第15-3号により、当該地域農業再生協議会の長に通知するものとします。
 - エ 地域農業再生協議会の長は、ウにより受領した通知の内容について、配分対象者に関係する内容を、様式第15-4号により、当該配分対象

者に通知するものとします。

- ③ 地方農政局長等は、交付申請者ごとの畑地化支援及び定着促進支援の交付面積及び交付金額の確認が終わり次第、交付金計算書を作成します。
- ④ 地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

(8) 適切な生産の徹底等

交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。また、適切な防除等を通じて近隣ほ場の作物の品質や収量に影響を与えないよう配慮する必要があります。

そのような栽培方法に即さず、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される場合には、本交付金の交付対象となるかを確認し、なお本交付金の交付対象となる場合は、(7)の④の交付決定を行うこととします。なお、当該確認の方法その他必要な手続きについては、IVの第2の1の(9)の①及び②並びに④から⑥までの規定を適用する。ただし、IVの第2の1の(9)中「本交付金」は「畑地化促進事業による交付金」と、読み替えるものとします。

また、本事業による交付金の交付後に交付対象とならないことが明らかになった場合は、交付金を返還していただくこととします。